# 申請にあたっての誓約書

第一希望園
在籍園名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「利用申込みのご案内」をお読みいただき、了承いただけましたら、各項目の本人確認欄の□にチェックをしてください。

| | 確　認　項　目 | 本人確認欄 | 市確認欄 |
|---|---|---|---|
| 1 | 「保育施設利用申込みのご案内」「保育施設継続利用のご案内」の内容を理解した上で申込みをします。 | □ | □ |
| 2 | 希望者数が園の受け入れ可能人数を超えた場合、沼津市が定める利用調整基準に基づく選考となること（金岡待機センターを含め利用が確約できないこと）について了承します。 | □ | □ |
| 3 | 希望した保育施設に内定もしくは入所したにもかかわらず、遠方への転勤、転居や兄弟別園等の事情がなく他の施設への変更を希望する場合、同一年度内の入所について優先度が下がることについて了承します。 | □ | □ |
| 4 | 沼津市において教育・保育給付認定審査及び保育料・保育所等給食費の決定に必要な場合、住民登録上の世帯及び申請書類に記載された世帯全員の住民基本台帳及び市民税課税台帳を閲覧すること、また生活保護・児童扶養手当受給状況・特別児童扶養手当受給状況について市の関係機関に照会することについて同意します。 | □ | □ |
| 5 | 申請書及び必要書類に記載された内容が、入所後（継続後）も継続するものとして利用申込みをします。入所内定又は利用承諾後に、内容が事実と異なる場合や、著しく勤務時間が短くなる等の変更があった場合は、利用内定取り消しや、退所となる場合があることを了承します。 | □ | □ |
| 6 | 「保育を必要とする事由」がなくなった場合には、退所（退園）するか、認定の変更手続きをします。<br>特に就労を要件としている場合、退職する際には直ちに申し出ます。 | □ | □ |
| 7 | 児童のアレルギー、病気や障がい、発達について気になる場合は、程度に関わらず必ず申し出ます。<br>また、申込み以降、入所までの期間にそれらの疑いが出た場合は直ちに申し出ます。 | □ | □ |
| 8 | 児童に、アレルギー、病気や障がい、発達のつまずきなどがある又はうたがわれる場合は、必ず事前に利用希望施設等を訪問し、受け入れ状況を確認した上で申込みます。また、訪問した施設等への優先利用が約束されるものではないことを了承します。 | □ | □ |
| 9 | 項目8に関わらず、入所を希望する施設については、可能な限り事前に申込の意向について施設に連絡し、見学・相談を行うよう努めます。<br>※見学を求めている園もあります（沼津市内保育施設一覧参照のこと）。 | □ | □ |
| 10 | 申込み後に申請書及び必要書類の記載内容と実態に変化があった場合は、速やかに変更申請書の提出等、必要な手続きをとります。【例：妊娠・出産、育児休業取得、退職、転職、保護者の傷病、転居、世帯変更、離婚、再婚など】 | □ | □ |
| 11 | 生活状況や就労状況などの確認のため、市職員が家庭や職場に連絡や訪問をする場合があることを了承します。 | □ | □ |
| 12 | 申請書及び必要書類の内容は、必要な範囲で、利用希望施設等に情報提供することに同意します。 | □ | □ |
| 13 | 保育料・保育所等給食費の決定及び確認にあたり、保護者及び同居親族の課税情報等の照会をマイナンバー制度の情報連携の方法等により関係機関に行うことに同意します。 | □ | □ |
| 14 | 保育料・保育所等給食費が生じることを了承し、遅滞なく支払います。また、所得の修正や家庭状況の変化に伴う保育料等の変更は、事実の確認ができた翌月分からとなる（遡及算定は行わない）ことを了承します。 | □ | □ |
| 15 | 保育料・保育所等給食費に滞納が生じた場合、市職員が利用施設や職場に訪問する場合があること、滞納の事実について利用施設に情報提供されること、兄弟姉妹の利用申込みや継続利用にあたり不利になる場合があること、児童手当からの直接徴収・督促や差押処分等の滞納整理が行われることを了承します。 | □ | □ |
| 16 | 利用開始時に、また利用施設が変わった場合にも2週間程度の慣れ保育期間があることを了承します。この期間は、通常よりも短い時間での保育となること、保育料については通常料金となることを了承します。（詳細な時間、期間等は施設・事業所と調整します。） | □ | □ |
| 17 | 月の途中の退園でも1か月分の保育料・保育所等給食費がかかることを了承します。（保育所（園）に登園できない場合でも、在籍期間であれば保育料・給食費がかかります。日割り計算はしません。） | □ | □ |
| 18 | 育児休業明けで入所した場合は翌月末までに復職し、復職証明書の提出をします。復職しない場合にはいかなる理由があっても退所となることに同意します。 | □ | □ |
| 19 | 入所できなかった場合、継続して選考を行うのは年度内のみです。（ただし求職要件で申込む方については利用希望月から3ヶ月。） 翌年度も継続して入園希望する場合には、自身で必要性を判断し、申込み手続きを行います。 | □ | □ |
| 20 | 項目13の関係機関への照会の結果、保護者及び同居親族の課税情報等が確認できず、こども未来創造課から課税（非課税）証明書の提出を求められた場合は速やかに提出（写し可）することとし、提出までの間の保育料・保育所等給食費については、最高階層としての算定となる（遡及算定は行わない）ことについて了承します。 | □ | □ |
| 21 | 兄弟で同時に申し込まれる場合は、申込書裏面の「2．兄弟で申込みされる方へ」の希望を踏まえた選考になること、希望条件を満たさない限り内定にならないことを了承します。また希望に基づき、兄弟が別園となる可能性があることを了承します。 | □ | □ |
| 22 | 金岡待機センターの利用を希望される場合は、市内3園以上の申込みが必要であること、利用内定の連絡時点をもって希望園の追加、削除、変更はできないことを了承します。また、保育料は他の保育所等と同じ基準で賦課されること、選考の結果、希望園のいずれかに内定した場合は当月をもって利用は終了となることを了承します。 | □ | □ |
| 23 | 新年度の4月と当該年度の1月以降の入所を希望される（継続選考含む）場合は、1月以降に入所した場合、4月に他の施設への転園はできないことを了承します（兄弟同園とするための転園を除く）。※両月の内定施設が異なる場合、入所時期も含めて、いずれの施設へ入所するかを選択いただきます。 | □ | □ |

本誓約書は、「教育・保育給付認定申請」、「施設利用申込み」及び施設利用にあたり、あらかじめご了承いただく必要がある項目を記載してあります。了承いただけない項目については、事情を確認するため、事務手続きが遅れる（利用調整ができない）場合があります。

| 保護者署名欄 | **すべての項目について了承しました。**<br>年　　月　　日<br>保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（署名又は記名押印） |
|---|---|